

土岐川・庄内川流域治水ロゴマークの活用について

令和3年11月20日に開催した「土岐川・庄内川流域治水シンポジウム」において土岐川・庄内川流域治水のロゴマークが決定したことを受けて、ロゴマークの活用方針を下記のとおり定める。ロゴマークの活用を通じて、土岐川・庄内川での流域治水を広く周知・PRし、流域に関わるあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）が主体的に流域治水に取り組む社会の構築を進めることがねらいである。

<活用方針>

- ロゴマークは、使用規程（資料2-2）及び使用ガイドライン（資料2-3）を精読の上、規程に基づく使用であれば事前許可なく無料で使用できることとする。
- 協議会構成員及びオブザーバーにおいては、下記の活用例を参照されたい。

<活用例※>

➤ 既存物品に追加

- 構成員及びオブザーバーの名刺にロゴを入れる。
- 流域治水関連資料にロゴを入れる。
- 流域治水関連工事の看板やパンフレットにロゴを入れる。
- 広報誌、Webサイト、イベント等で流域治水に関わる防災について取り上げる際にロゴを入れる。
- ハザードマップにロゴを入れる。

➤ 新規物品の作成

- Tシャツ、バッジ等グッズ作成（日常やイベント時に着用）。
- シール作成・配布

例1：小学校やイベント参加者に配布。

例2：流域治水に貢献するものであることを示すため、流域内のため池を利用して生産された農作物や防災備蓄水のパッケージに貼る。

➤ その他

- 防災教育の導入（例：学習の導入で流域治水のイメージとして示す、ロゴマークを絡めた流域治水について考える宿題を出す、など）

※ ロゴマーク活用のあり得る例を示している。活用の際には、使用規程に準拠しなければならない。